

# 宝塚市認知症高齢者等個人賠償責任保険

## 宝塚市認知症高齢者等個人賠償責任保険とは

認知症の人が日常生活における偶然的事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことなどによって、ご本人・ご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、これを保険で補償するものです。

### 偶然的事故の例

- ◆ お店の陳列品を誤って壊してしまった
- ◆ 漏水事故を発生させ、階下の建物や家財に損害を与えてしまった
- ◆ 誤って線路内に立ち入り、電車を止めてしまった



## 対象者

以下の4つの条件をすべて満たす人が、加入できます。



- ① 宝塚市に住民票がある人
- ② 宝塚市認知症高齢者等みまもり登録（※1）に登録している人
- ③ 施設や病院（※2）に入所・入院せず、在宅生活を送っている人
- ④ 介護保険認定情報等から日常生活に支障をきたすような認知症状があると確認でき、自身で外出が可能な人（※3）

※1 認知症で行方不明の心配のある人に対し、日常の見守りネットワークを広げるとともに、警察や地域包括支援センターと登録情報を共有する制度

※2 以下のア・イにあてはまる施設や病院

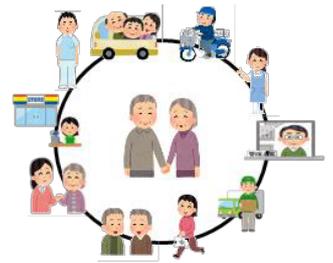
ア 介護保険サービスにおける施設サービスまたは居住系サービス

施設サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設

居住系サービス：認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅等の一部）

イ 病院・診療所または社会福祉施設等で、長期に入院・入所する施設

※3 「認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はM」かつ「障害高齢者の日常生活自立度が自立、J、A又はB」と確認できる人



条件を満たしているかどうか分からない場合は、担当のケアマネジャーまたは、高齢福祉課へお問い合わせください。

## 保険料と保険金額

保険料：自己負担なし（宝塚市が全額負担します）

保険金額：上限1億円



## 手続き方法

利用申請書を高齢福祉課へ提出してください。

以降、毎年3月頃に更新手続きを行います。

申請・問い合わせ先



宝塚市高齢福祉課

TEL 0797-77-0505

FAX 0797-71-1355